

第34回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- **事業報告**
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- **計算書類**
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

第34期 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)
株式会社アズ企画設計

上記事項につきましては、法令及び当社定款15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。なお、当社は令和4年5月30日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い令和4年5月30日の取締役会において、その内容の一部を改定しております。

① 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 企業価値の向上と、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針として「行動理念」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社の取締役等はこれに従い、職務の執行にあたる。

ロ. 取締役会は、「取締役会規程」に定められた基準に従い、法令に基づき職務その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の執行を監督する。

ハ. 当社は、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス管理委員会」を設置し、重要な問題を審議するとともに、コンプライアンスの維持・向上を図り、当社の取締役等への啓蒙・教育を行う。

ニ. 法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図る。また業務上の報告経路の他、社内外から広く情報の入手が図れるようサービスに関するお問合せ窓口等の通報制度を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

ホ. 代表取締役社長直轄の内部監査担当を置き、当社各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、「リスク管理規程」に基づき、全社的なリスクを総括的に管理する。

ロ. リスク・コンプライアンス管理委員会では、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項に関する意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ロ. 業務の運営については、中期経営計画及び年次経営計画を立案し全社的な目標を設定する。職務執行が効率的に行われるよう各部門会議等の会議体を通じて、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
 - ハ. 代表取締役社長は、ITを活用した情報システムを構築するため、「IT戦略基本方針」を定め、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 代表取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置付け、取締役会が定める「財務報告の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取り締役に報告する。
 - ロ. 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
 - ハ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、適切な人員を選定することができる。
 - ロ. 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の同意を要するものとする。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制、監査等委員の職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査等委員会に報告する。
 - a 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - b 当社の内部監査部門の活動概要
 - c 当社の内部統制に関する活動概要
 - d リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況

- ロ. 当社は、監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための制度を整備する。
 - ハ. 監査等委員の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
 - ロ. 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等を持ち、また監査等委員と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
 - ハ. 監査等委員は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役等に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、その運用に努めてまいりました。当社の取締役会は取締役9名（うち、社外取締役4名）で構成されております。当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回、これに加え必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、その取締役会では、業務執行状況の報告が適切に行われ、重要事項の審議と決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わり、経営の監視・監督を行っております。また各監査等委員においても、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回、これに加え必要に応じて臨時に監査等委員会を開催するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な情報交換、会計監査人・内部監査室との定期的なミーティングによる連携を行っております。

また、コンプライアンス経営の徹底のため、当社の従業員に対し、定期的にインサイダー研修や宅建業法、その他関連法律について研修を実施しております。

これらの上で、上記や各規程の運用状況について、内部監査室による評価を行い、適切な運用が保持できるよう努めております。

株主資本等変動計算書

(2022年 3 月 1 日から
2023年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
					圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	171,232	151,232	178,720	329,952	35	－	480,198	480,233	△207	981,211
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益							493,412	493,412		493,412
圧 縮 積 立 金 積 立						60,856	△60,856	－		－
圧 縮 積 立 金 崩 取						△354	354	－		－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	60,501	432,911	493,412	－	493,412
当 期 末 残 高	171,232	151,232	178,720	329,952	35	60,501	913,109	973,645	△207	1,474,623

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	809	809	982,020
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			493,412
圧 縮 積 立 金 積 立			－
圧 縮 積 立 金 崩 取			－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△809	△809	△809
当 期 変 動 額 合 計	△809	△809	492,602
当 期 末 残 高	－	－	1,474,623

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、賃貸中の販売用不動産については固定資産に準じて減価償却を行っております。

仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物並びに2016年4月1日以後に取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

（不動産販売事業）

不動産販売事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき物件の引き渡しを行う義務をおっており、顧客に当該物件が引き渡される一時点で当該履行義務が充足されるため、物件を引き渡した時点で収益を認識しております。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸事業においては、取得した販売用不動産の保有期間中の賃料収入や、不動産オーナーより借り上げ、施設利用者への転賃によって得られる賃料収入については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

（不動産管理事業）

不動産管理事業においては、顧客との建物管理契約、賃貸管理契約等に基づき顧客の保有する物件を管理・維持する義務を負っており、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で借入金の一部については金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は固定資産等に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し（5年償却）、それ以外は発生年度の期間費用としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「未収入金」に含めていた「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「会費収入」は、金額的重要性が増したため、独立掲記しております。

また、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額
販売用不動産	3,335,889千円
仕掛販売用不動産	1,209,835千円
売上原価（棚卸資産評価損）	－千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

販売用不動産については、正味売却価額が取得原価よりも下落した場合には、正味売却価額を貸借対照表価額としております。正味売却価額は、販売見込額から販売経費等見込額を控除した額であり、販売見込額は、販売予定価格、又は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額であります。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

正味売却価額を算出するにあたり用いた主要な仮定は、想定収入や想定利回り及び割引率であり、物件の立地・規模、周辺地域の取引・賃貸の事例等を踏まえ、見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の拡がり方や収束時期を予測することは引き続き困難な状態にありますが、影響は限定的であると仮定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

販売用不動産の評価に当たっては、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴い、今後の経済情勢等の変化や販売価格の低下、新型コロナウイルス感染症の収束状況などの影響によって、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

科目名	金額
有形固定資産	488,582千円
無形固定資産	3,286千円
減損損失	－千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は主に各事業所を資産グループとして判断しており、固定資産の減損に係る会計基準に従い、減損の兆候があると判断した資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を損益計算書の特別損失として計上しております。回収可能価額には正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いており、正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価額等もしくは売買予定価格を使用し、使用価値は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額を算定するにあたり用いた主要な仮定は、想定される賃料や契約継続年数、想定工事費用、経費率であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の拡がり方や収束時期を予測することは引き続き困難な状態にありますが、影響は限定的であるものと仮定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

固定資産の減損損失の算定に当たっては、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴い、今後の経済情勢の変化や想定される賃料の低下などの影響によって、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	380,015千円
販売用不動産	3,335,889千円
仕掛販売用不動産	1,209,835千円
建物	423,323千円
計	5,349,063千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	656,000千円
1年内返済予定の長期借入金	225,515千円
長期借入金	4,369,303千円
計	5,250,819千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 957,500株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 67株

3. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,000株

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に不動産販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

借入金及び社債は、主に販売用不動産の取得及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、前受金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (注)	5,214,230	5,192,641	△21,589
負債計	5,214,230	5,192,641	△21,589

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	5,192,641	－	5,192,641
負債計	－	5,192,641	－	5,192,641

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,631千円
減損損失	209,929千円
一括償却資産	163千円
資産除去債務	20,805千円
未払事業税	921千円
未払不動産取得税	9,073千円
販売用不動産	6,978千円
その他	13,082千円
繰延税金資産小計	<u>265,587千円</u>
評価性引当額	<u>△24,746千円</u>
繰延税金資産合計	<u>240,840千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△7,178千円
圧縮積立金	<u>△26,488千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△33,666千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>207,173千円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

1. 顧客と契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	不動産販売事業	不動産賃貸事業	不動産管理事業	
収益不動産売買	8,522,717	－	－	8,522,717
その他	97,400	75,784	216,829	390,014
顧客との契約から生じる収益	8,620,118	75,784	216,829	8,912,731
その他の収益	－	462,014	－	462,014
外部顧客への売上高	8,620,118	537,798	216,829	9,374,746

(注) 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく、賃貸収益等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,540円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 515円35銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

第3回新株予約権及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行

当社は、2023年3月8日開催の取締役会において、以下のとおり、三田証券株式会社を割当先とする第三者割当の方法による第3回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第3回新株予約権」といいます。）及び第4回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第4回新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議し、2023年3月24日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。

新株予約権の概要

(1) 割当日	2023年3月24日
(2) 発行新株予約権数	2,350個 本第3回新株予約権 1,575個 本第4回新株予約権 775個
(3) 発行価額	総額3,909,450円 (本第3回新株予約権1個につき1,657円、本第4回新株予約権1個につ

	き1,677円)
(4) 当該発行による潜在株式数	<p>235,000株（新株予約権 1 個につき100株）</p> <p>本第 3 回新株予約権 157,500株</p> <p>本第 4 回新株予約権 77,500株</p> <p>本新株予約権が行使価額修正型に転換された場合の下限行使価額はいずれも1,000円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は235,000株です。</p>
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	<p>401,709,450円（差引手取金概算額：387,645,450円）</p> <p>（内訳）</p> <p>本第 3 回新株予約権</p> <p>新株予約権発行による調達額： 2,609,775円</p> <p>新株予約権行使による調達額： 258,300,000円</p> <p>本第 4 回新株予約権</p> <p>新株予約権発行による調達額： 1,299,675円</p> <p>新株予約権行使による調達額： 139,500,000円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額</p> <p>本第 3 回新株予約権 1,640円</p> <p>本第 4 回新株予約権 1,800円</p> <p>本第 3 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第 3 回新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第 3 回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、本第 3 回新株予約権の発行要項第17項に定める本第 3 回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日を「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。</p>

	<p>す。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,000円(以下、「下限行使価額」といい、本第3回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第4回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要と判断した場合、当社取締役会の決議により、本第4回新株予約権を行使価額修正後の新株予約権に転換することができ、かかる転換権の行使後は本第4回新株予約権に係る行使価額の修正を行うことができるものとします。この場合の行使価額は、各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(修正日価額)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,000円(下限行使価額。本第4回新株予約権の発行要項第10項の規定を準用して調整されます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行っております。
(8) 新株予約権の行使 期間	2023年3月27日から2026年3月27日までの期間とする(但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする)。
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約(以下、「本買受契約」といいます。)を締結しております。</p> <p>本買受契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が割当先の本買受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定されております。</p>

本社移転

当社は、2023年4月18日開催の取締役会において、本社を移転することを決議いたしました。

本社移転の概要

(1) 移転先	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号新丸の内センタービルディング17階
(2) 移転時期	2023年9月(予定)
(3) 移転の理由	業容の拡大、経営の効率化、本社機能の充実、社員相互のコミュニケーションの向上及び、顧客・社員の利便性向上を図ることにより、事業力強化を目的とするものです。
(4) 2024年2月期に与える影響	本社移転に伴い発生する費用は現在精査中ではありますが、来期の見通しには2023年2月末時点の見込費用を計上しております。
(5) その他	定款上の本店所在地につきましては、引き続き埼玉県川口市になり、変更はございません。

以上